

わらぞうり作り

☎ 高齢介護課 ☎893-6400

楽しい夏休みの思い出に、わらぞうりや布ぞうりを作りませんか。

日時 7/20(土)9:30~15:00

(昼食は各自持参)

場所 ゆうゆうセンター1階 ロビー

定員 わら・布各15人(先着)

費用 無料

講師 交野古文化同好会

持ち物 はさみ、ぞうりを持ち帰る袋、布ぞうりのみ3.5号幅の布を片足10疋、鼻緒で4疋 ※わらが衣服につきます。

申込 7/1(月)から高齢介護課



水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

☎ 危機管理室 ☎892-0121

今後は、従来の避難情報に加え「警戒レベル」情報が併せて発信されます。これは今までよりも直感的に危険を察知し、避難を促すための日本全域における取り組みです。どのような形で情報発信されるか一度確認してみてください。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	《エリアメールの一例》
警戒レベル 5	すでに災害が発生している状況。命を守るための最善の行動を。	災害発生情報 (市町村が発令)	<p>緊急速報「エリアメール」</p> <p>【警戒レベル4】 避難勧告 市内の土砂災害特別警戒区域</p> <p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始 市内の土砂災害警戒区域</p> <p>上記区域にお住まいの方は避難所を開設しておりますので、下記の避難所へ避難して下さい。</p> <p>【開設避難所】 ○小学校、△小学校、▼公民館、■集会所、××会館</p>
警戒レベル 4 避難	速やかに避難。移動が危険と思われる場合は、自宅内より安全な場所に避難。	避難勧告・避難指示(緊急) (市町村が発令)	
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢者・障がい者・乳幼児等)は避難。その他の人は避難準備。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認。	洪水注意報・大雨注意報等 (気象庁が発表)	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※各種の情報は、警戒レベル1~5の順で発表されるとは限りません。

特に交野市は面積の半分を山地が占めており、土砂災害の危険性が非常に高い地域となります。ご自身がお住まいの場所、普段いる場所が土砂災害(特別)警戒区域かどうかを必ず確認しておいてください。平成29年に全戸配布した総合防災マップや市ホームページで確認することができます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■被保険者証が変わります

8月から、「だいたい色」に変わります。新しい被保険者証は7月上旬に発送。届いたときから利用できます。現在お持ちの被保険者証(水色)は医療保険課までお返しください。

■保険料の決定

7月中旬に、令和元年度保険料の「保険料額決定通知書」および「納入通知書」(一体型)を送ります。納付方法は、①「特別徴収(年金天引き)」と②「普通徴収(納付書または口座振替)」(特別徴収にならない人)の2通りです。

■保険料の軽減の変更について

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます(下表のとおり)。

これまで、本則7割軽減の対象の方は、更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、世代間の公平を図るため令和元年度から段階的に見直しを行っています。

所得の判定区分	均等割の軽減割合			令和元年度の軽減後保険料額(年額)	
	本則	令和元年度	令和2年度		令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	7割	8.5割	7.75割	7割	7,723円
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)		8割	7割		10,298円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	5割		25,745円	
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、【基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	2割		41,192円	

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。また、世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

■自己負担割合について

医療機関などでの自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度(4~7月は前年度)の定期判定を行います。自己負担割合は、一般が1割、現役並み所得者が3割になります。(参照「後期高齢者医療制度のしおり」)

ただし、3割と判定された場合でも、要件に該当する方は1割負担に変更可能です。詳細は、被保険者証に同封される「後期高齢者医療基準収入額適用申請について」をご覧ください。

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費等の負担が軽減されるもので、①「住民税非課税世帯(低所得Ⅱ・Ⅰ)に属する被保険者」および②「現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満(現役並みⅡ・Ⅰ)である被保険者(8月から)」が対象です。8/1(木)から有効となる限度額認定証は、現在交付済かつ同区分の方のみ自動更新され郵送されます。それ以外の人は申請が必要となります。

自己負担限度額とその判定基準				
所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	3割	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数回140,100円)	
		課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数回93,000円)	
		課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数回44,400円)	
一般	1割	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(多数回44,400円)	
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ			15,000円	

■制度に関する問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▽保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること=資格管理課 ☎06-4790-2028

▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関すること=給付課 ☎06-4790-2031

■保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ 医療保険課 ☎892-0121